

福祉社会を考える

たなべ・ひでのり

1. とりどりのボランティアたち

ボランティア志向の学生も多いので、月1回程度日曜日に施設訪問に出かける。研究会アレフ・ゼロの学生たちだ。行く先は、ちえおくれ児の施設・あすなろ学園（小倉南区）、聖ヨゼフの園・老人ホーム（八幡東区）など、北九州市所在のものが多く。

昨秋、その聖ヨゼフにて。もう学生たちとも顔なじみになったシスターが、にこやかに出迎えていう。きょうは先着のボランティアがいます、1人だけね。わたしたちの施設到着は午前10時半、もう日は高かった。少々のおんびりしすぎて、先をこされたか。わたしたちは唇をかみしめる。聞けばその先着ボランティアはひとりで廊下の拭き掃除から娯楽・集合室の掃除まで、はやばやと終えてしまっているという。

わたしたちは、ややうしろめたい気持でそのひとに会う。先着のボランティアは、13才の少女、附近の小学校の6年生だった。誰にも言われずひとりで思い立ち、朝早く自分で弁当を作って来たのだという。掃除奉仕をあきらめたわたしたちは、ホームの各居室を手分けして訪問しながら、ふっとこれは今迄出会った中の最年少ボランティアではないかと、思い返していた。ボランティアとして社会に尽したいとの思いは、若年層から高令者層に巾広くひろがり、それはなにも施設ボランティアとは限らず、地域給食・ひとりぐらし家庭訪問・点字または指文字（ろう者のコミュニケーション）奉仕など、個人でもグループでも多方面にまたがる。しかしこの日の小6・13才との出会いは、やはり感動を伴うものだった。

昨年11月、アメリカ西海岸のオークランド市を視察したとき、そこのボランティア・センターで年令要件が明示してあるのに注意を惹かれた。“Who becomes a Volunteer For Oakland?—All kinds of people, ages 8 to 88!”

8才から88才までとは、かなり広い年齢層をカバーするものだ。しかしオーランド市では、それを既に実践している。

それでも年少者へのひろがりを見るのであれば、何も海外にばかり眼を向ける必要はないのだ。昭和63年1月29日、福岡市立志賀島小学校では、“ふるさと交流学习研究発表会”⁽¹⁾として多数の学校関係者・市民を集め、その学習ぶりを公開した。その研究指導を昭和60～62年にわたって行った（財）福岡県地域福祉振興基金の関係者の一人として、ゆくりなくもわたしはこの発表会に深くかかわることとなった。

その授業公開は、参加者に多大の感銘を与えたようだった。ある教室では、島に自生する女竹を材料にして、古くから伝わる横笛作成に一心にとりこんでいた。教える先生は島の古老格の年長者で（いずれの場合も、クラス担任が補佐役として付き添う）、教える側も教わる方も一体となって、教室に熱気が漂っていた。別のクラスでは、竹とんぼの作成、かいらあそびに精を出し、島の母親が教師役となったところでは、わかめ作りの実演をしながらの島の産物研究だった。

これらは失われつつある郷土の伝統文化の良さを見直し、土地の年長者から年少者へとそれを伝承させる試みで、大胆にそれを授業にとり入れながら、得るところが大きいものだと思う。都市化・情報化で大都市に集中するだけがヒト文化の発展でなく、かりに人口過疎地帯であっても、そのふるさとの持つすぐれた伝承文化が数多く存在する。忘れられ埋もれ勝のそれらに目を向けること自体、現在住んでいるコミュニティの価値を再発見することにつながる。同じ地域の普段はあまり接触のない年長者が当然指導にあたることになるが、それは疎遠なシニアとジュニアの交流に役立つ。それらの学習交流は、更に社会を良くするための地道な奉仕活動へと、気持をひろげてゆく。現にこの志賀島小では、児童の自発的地域ボランティア活動（空きカンひろいなど）も活発になっている。

志賀島小の事例はユニークなものを含んでいるが、一般に小・中・高における福祉教育といわれるものは、厚生省の奨励的指定校制度もあって、今日かなり盛なものになっている。（補助金の面だけから見ても、昭和62年度363校。）学校側の受け止めは、社会福祉問題の知的理解を深めるというものから、更に福祉問題との出会いによる感性面からの共感、それによって思いやりの心を磨き育てる、というところにおよんでいる。⁽²⁾

学童生徒の主体的参加を主とするこれらの傾向は、遅々として進みのおそいように見える福祉社会の建設へ向けて、一つの明るい材料を提供するものようである。われわれは地域福祉・在宅福祉・ノーマリゼーション（オープンケアに吸収されるかもしれない）・福祉の風土づくり etc. …など唱えはじめてから、かなり年月を経ている。ことばとかムードは早や早やとひろがるが、実践の積み上げが伴ってこない。それは関わっている者にとって一種の焦躁感すら湧いてくるほどのもので、大合唱の功罪⁽³⁾として用語の普及に疑問を投げかけたりした。ひょっとしたらそれは、ことばというシンボル化能力を獲得した人間にとって、両刃の剣のように作用するのかもしれないと思いついたりした。丸山圭三郎氏張りの言い方をすれば、“過剰としてのシンボル化能力”、さては“非在の現前”⁽⁴⁾ (La présence du non-être) といった力をもつことばは、所詮現実とかけはなれる危険性をもっているから、ということになる。目の前にありもしないものをリアルに生き生きとイメージさせてくれることばというシンボルは、いつまでも実現しそうにない（非在, du non-être）ものを現前 (la présence) の錯覚をおこさせ、何ともすっきりしない状況が続くという悲観論である。

しかし目のあたりにする学童たちの意欲的な取り組みは、これら悲観論的見方を多少とも和らげるのに役立つ。平たく言えば、万更捨てたものでもないぞ、われわれの社会も、という感じであろう。

実のところ志賀島小のケースは、ボランティア活動の最も望ましい方向を、示唆しているものになる。ひところ無料奉仕活動を、与える立場に在る優越感をもって、間違っただ観念していた向きもあった。いまはそれらは払拭されて、無償奉仕のよろこびに生きるひとびとが多い。更に一步を進めて、地域社会の自分がそこで生活するコミュニティの良さ、伝統的な育まれてきたものを見出し育てながら、コミュニティの福祉システムづくりに参加する、という方向が出てくると思う。志賀島小の第一歩はその萌芽であるし、そのようないわば文化と福祉の融合した中に参加することによって、自らもそこから逆にうけとる無形のもの、よろこび・思いやり体験・それぞれのひともつ価値とそれらに啓発されてゆく課題、それらがこれからのボランティアの目指すメンタルな部分となることが期待される。

2. セルフヘルプと互助・共助

長い試行錯誤的な歴史上の体験を重ねながら、今日われわれは社会保障の基本的枠組みを所有し、それを維持している。それは三つの部分から成り立ち、所得保障（年金保険）と医療保障（健康保険）、そして公的扶助（生活保護法のような）とに大別される。考え方としては、前二者によって老令期と疾病期とをカバーすることができ、他の社会政策と相俟って経済的困難を回避できる筈だが、社会の内部は複雑なのでこれらの枠から洩れるケースが想定される。それら洩れを最終的に対処する制度として、三番目の公的扶助（public assistance）が発動されるというもので、制度的にはこれで社会保障体系のネットワークが一応出来上りとなる。しかし理念的にも実践上も、ことはそれほど単純ではない。とりわけ公的扶助制度は、常に問題を内蔵して問題を提起する。

一つにはスティグマ（stigma, 恥辱）と、一口にまとめられる部分である。それは申請主義（例えば生活保護法第7条）、手続きの煩わしさなどとともに、漏給といわれる箇所を形成する。一般に公の援助を受けることをいさぎよしとせず、スティグマを意識する風潮は、制度悪用の濫給という一方の極端とともに、いまでも拭い去りがたく存在する。それは福祉施設入所についても見うけられ、切角の専門施設が十分活用されずに定数割れを歎く現象も間々見受けける。一例が乳児院。それは一才未満児が家庭の養護能に欠ける状況におかれたとき、親や家庭に代わって社会的養護を行う。入所施設であるから保育所等よりも専門職員の配置が濃く、十分な養護が行われる。ある家庭（母子家庭）に若い母親と乳児がいる。ある日母親が蒸発して、後に病氣勝ちの祖母と乳児がのこされた。乳児院入所のケースである。周囲の人たちとりわけその親族は、公的施設入所を好まず、とにかく子供は何とかやりくりして家庭で育てるのが一番との考え方を、根強くもつてのだった。現実にあったこのケースの場合も乳児院入所が実現せず、他にも類似のことが多くて、定員30名の専門施設⁽⁵⁾があれこれ尽してやっと半数程度の入所児を確保しているに止まる。潜在的ニードが表面に出てこない場合の一つでもある。要するにこの場合も、基本にスティグマがある。

早い時期に社会福祉学の学問的体系化を試みたR. ピンカーは、わが国でもよく読まれている「社会福祉学原論」において、福祉分野におけるスティグマはぬき去り難いものであることを強調している。「社会サービスの多く

のクライアントは、すでにスティグマが附与されている福祉機関へやってくる。専門的サービスに対するどのような要求も一層の依存状態を現す。市場的状况においては、支払いということによって素人と専門家との間に地位の同格が維持される。福祉的文脈においては、支払う必要がないからといって、それ自体でスティグマは除去されない。⁽⁶⁾」

これはしかしながら、抽象的表現を敢て取れば、社会の考え方は時間の関数 (function) というのが、上記に対する一つの答えとなろう。なにしろ現代の考え方は、あまりにも歴史が浅いのである。現代的思想はそれを支える制度とともに、高々100年の歴史をもつにすぎない。現代社会が承認する考え方をシンボリックに表現するものの一つとして、比較的新しい制度としての日本国憲法 (1947年) の第25条 (国民の生存権、国の保障義務) がよく引用され、わが国の公的扶助制度 (生活保護法、1950年) はまさにその理念的根拠をそこに置いているものの、その理念としての「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」、そして「国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」ということが、社会のすみずみまで熟成したのものとして浸透するには、やはり時間不足である。そのところに福祉システムの制度的サービスをもとめる場合のクライアントにとって、スティグマが除去されない基本的要因をみることができる。なにしろ考え方の大転移は、19世紀末から20世紀にかけてようやく達成されたばかりであり、制度的なものも同様の歴史をもっているにすぎない。われわれはそれ以前の、あまりにも長い間現代と反対の考え方に立脚した社会通念と、その社会通念を具現化した制度的対応——救貧法 (Poor Law) といわれるもの——にとっぷり浸ってきた (主として西欧の) 歴史をもっている。

その救貧法時代の長い歴史を、ここでふり返るつもりはない。われわれに一番近い時期のものを思い返せば十分であろう。1834年といえば、現在から1世紀半以内の時間的近さだ。その時点で成立したものが、かの新救貧法 (New Poor Law) でそのきびしい劣等処遇の原理 (Principle of Less Eligibility) は有名である (イギリス)。そこでは Poor は本人の責任であって社会の責任ではないこと、食えない状態 (pauperism) を放置すれば人数も多いこととて社会不安を招く。従ってやむをえず国はギリギリ最低限度以下の (less eligible) 救済しか与えることは出来ない。この考え方は、当時の社会

通念に立脚していた。繰り返すようだが、われわれの(新しい)理念というものは、転換して以来歴史の日浅く、社会内部における熟成度が十分とは言えないのである。

それにしても、歴史は見方によっては面白い実験をしてみせてくれるものだ。(結果論で無責任にコメントすれば、そんな言い方にもなる。)18世紀後半に成立したギルバート法(Gilbert's Act, 1782)とスピーナムランド・システム(Speenhamland System, 1795)のことを、社会のしくみに対する教訓を含むものとして、思い返しているのである。それはきびしい内容の救貧制度の下にあって、実践上まるで新しいものに変えてしまった。要約すればそれは、居宅保護に賃金の差額補給という、当時としては破天荒の、そして今日の公的扶助の基本的枠組みとなるものを、大胆に実施に移したのだった。産業革命の進行に伴う新たな失業者群を前にして、そういう空気が醸成されたのであろうか。しかし結果的にはこれは、文字通り砂上の楼閣にすぎなかった。時代を先取りしたかのようなこの人道主義的善政は、その生命僅かに40年程で半世紀ももたなかったことになる。

善政が短い命の後に崩潰し、きびしい新救貧法に後を受け継がれたのは、一口に言って、善政に基礎がなかったからということになる。土台はやはり砂であった。基礎とはこの場合、社会通念(食えない状態・pauperは社会の責任)と前提となる制度(例えば最低賃金法をはじめ労働保護立法)との双方を指すが、ともに当時欠けていたもので、100年程早かった。

世間の非難を浴びて消滅も時間の問題とみられていたとき、最後の止めをさしたのはやはりロバート・マルサスであり(Thomas Robert Malthus, AN ESSAY ON THE PRINCIPLE OF POPULATION, 1798)、セルフヘルプ(self help, 自助努力, 自立)の旗手の登場となる。彼の“人口の原理”はいまでも古典的価値をもつが、あまり知られていない部分を紹介すると、マルサスはたしかに救貧法を惰民養成の制度として廃止を提案したが、だからといって食えなければ死んでしまえ式のことには考えていなかったので、施設収容による短期の救済処遇をはっきり述べているのだった。

「最後に、極度に貧困におちいている者に対しては、州救貧院をたて、全王国に賦課せられる祖税によってそれを支え、州民なら誰でも、いな、国民なら誰でも自由にそこには入れるものとする。たべものは貧しくし、仕事のできる者には仕事をさせる。ここを、いろいろの難儀に会った人々の楽し

い避難所と考えてもらってはこまる。ここは、非常に困った人が少しばかり休養をするところで、それ以上のものではない。またこれらの建物の一部を区切るか、または別の建物を作って、内外人の区別なく誰でも、何時でも、ここに来て一日の仕事をするができるようにしておく。そしてそれに対しては市場価格によって支払いを受けるようにする。これはいままであまり注意されなかったことである。個人の慈善の力でやってもらいたいことが、別に、たくさんあることはいうまでもない。」⁽⁷⁾

上記引用箇所、セルフヘルプと一時的施設収容の考え方のほか、注目すべき点がある。それは施設収容に要する経費の財源として、今日用語におき直して、普通税を以って充てるべきことを述べているくだりである。従来の救貧税は小範囲内（教会区単位）の資産課税的目的税であった。目的税は使途が限られはっきりしているだけに、納税者側の反撥が出やすいことになる。マルサスはアダム・スミス以来の正統派経済学者らしく、税財政制度上もしっかりした論議を行っていることに留意したい。もともとセルフヘルプの自助努力によって、社会の成員がそれぞれ努めることは、時代の違い・体制の相違を超えて、当然のことであろう。そのメンバーそれぞれの努力にも限界があって、社会的経済的にうまくいかないときに、それを社会全体でカバー（社会の責任・国の義務）するのが当然との考え方が、ヒト社会がようやく到達した境地となって、それへ向けて最終的ネットワークが公的扶助制度と位置づけられよう。互助 (mutual help) はボランティア活動などを通じて、公助を補うものとなる。この公助と互助の関係について、W. A. ロブソンがある参考となる見解を述べている。「福祉社会はケーキを分ける何かもっと良い方法を受け容れるべきであろう。……しかし福祉社会では、公共的に提供されるサービス・教育・保健・住宅・社会保障のみならず、公園・遊園地・公的補助を伴った芸術や娯楽、立派な都市・田園計画・都市デザインなども、現物取得、したがってちょうど人びとがポケットや予金勘定からお金を使うのと同じように人びとの生活水準の一部を構成するもの、と認められるべきである。…これまでのように、もっぱら租税による公的収入からさらに大きな財源を割当てるという方法にのみ依存する必要はない。個人のサービスによって多くのことが可能であろう。…それは福祉国家が政府のやることだけに依存することは不可能で、福祉社会を構成する市民の努力、態度および価値にも依存しなければならないことを示すものであろう」⁽⁸⁾

ここでセルフヘルプと関連して、その自助努力を基本に捉える国柄のアメリカで、公的扶助制度の実践過程を一瞥しておく必要がある。

1950～60年代のアメリカは、自助の精神の下、公的扶助の引き締め策がとられた。それはかなり苛烈なもので、例えばマン・イン・ザ・ハウス・ルール (man in the house rule) といわれる規則は、児童扶養家庭に対する扶助 (AFDC) を受けている母子家庭で、男友達の訪問すらも扶助打切りを促すものとなっている。一方で、J. K. ガルブレイスの楽観的な見方 (“豊かな社会”, 1958年) にもかかわらず、アメリカ社会の所得格差の大きいこと、貧困階層 (最低所得水準以下の状態) が依然大きなパーセントを占めること等より1963年から貧困克服のための諸施策 (いわゆる貧困戦争) が鳴り物入りで実施されたが、予期された効果を挙げることができず、1969年中ばには実質的にこれらを取りやめてしまっている。

そして60年代以降のアメリカでは、いわゆる福祉権運動が急激におこり、広汎な社会運動となっていた。それは生存権の主張、社会保障の拡大要求を中心として、従来のセルフヘルプを中心においた考え方に修正を迫るものであった。70年代に入りこの運動は後退したというものの、公的扶助実践上与えた社会的インパクトは大きいと思われる。

考え方や制度が確立しても、実践上は社会の複雑な構成と流れの中で、一様とはいかないことを知ることができる。

スティグマと漏救をなくし、他方濫救をいましめる。公的扶助の運営にはすべての関係者の熱意・努力と市民モラルの確立が前提のように思われる。それは一人ひとりの気持の持ち方に深くかゝわり、次にそれらについて触れておきたい。

3. 福祉社会の基底にあるもの

例(1) 671-4343の電話番号で市民の悩みを待ちうける「北九州いのちの電話」は、24時間体制で170人の登録ボランティアが交代勤務についているが、その大部分は家庭の主婦である。ソーシャルワーカーやカウンセラー的専門技術は持ち合わせていない。それでいて結構いい仕事ができているのは何故だろうか。じっくり (相手の話) を聴く心構えと、いらいらしない心のやさしさを備えているからと思われる。電話ボランティアとして採用後、一定の研修 (主としてカウンセリング関係) を受けることになっているが、それは本

質的なことではない。

例(2) 冒頭に記した「聖ヨゼフの園」養護老人ホームの場合。2人部屋60人定員のここでは、建物設備が特に優れているというわけではない。それでいて、園全体にみなぎる入居者の伸びやかさ・活気・なごやかさは、どこに由来しているものだろうか。残念なことにすべての施設が気持の面で、微妙なこの雰囲気を共有しているとは言いきれないのである。シスターを主力とするこの園では、対等の立場に立つ愛の奉仕精神が行き渡っている。それが団体生活の一定ルールの中での、のびやかさ・自信すら伴う明るさをかもし出しているのだと思う。建物は立派でも処遇面の気持に僅かでも見下す気持があるとき、どのような事態におかれるか、以前にもはっきり具体例で指摘⁽⁹⁾しておいた。要は建物のハード面、処遇の技術面を超える気持の問題である。

例(3) 特別養護老人ホームの場合。処遇面で、定時か随時かの問題がある。おしめの交換をナースコールに応じていつでも行うのが随時、時間を定めて一日数回(8回～4回)一斉に行うのが定時といわれる。人間的扱いから考えれば当然随時であるべきで、その方が皮ふがむれなくかえて時間も節約できる筈だが、今のところ全園の実施状況は、定時7・随時3の割合でしかない。同じ人員配置基準で随時を実践している施設が30%あるということは、数の面で劣勢でも、やってゆけることを証明している。これも関係者の気持に帰着するのではないか。

例(4) 養護施設の場合。整いすぎた居室の問題がある。子供たちの部屋は多少乱雑で不規則なものだ。それがいつ訪れてもキッチンとしているというのは、管理の行きすぎとしか思えない。あるとき思わず現場で、これじゃエントロピーが減少しすぎている！を口走ってしまったことがあった。施設管理者は意味をとらえかねていたが、別に分ってもらおうとして発言したのではなく、思わずひとりごとで本心を洩らしたのだった。自然界も人の営みも、何らか手を加えなければ、エントロピー(この場合無秩序⁽¹⁰⁾)と読み替えていい)は増大する。生きている限りは、無秩序を周辺にふやし続けている。不自然に整理整頓が行われることは、必要以上にエントロピーを減少させる力が加わっていることになる。そこには家庭的暖かさ、マターナリズム(母親的愛情)が見出されないことになる。

例を挙げればきりがないように思われる。何れも、しかしながら、共通して一つの心構えの在り方が、外に表われる行動を律していると考えられる。望ま

しい方の例として出した(1)と(2)は、いわばしろうとの立場にある家庭の主婦が、ひたむきに相手（電話回線で偶々つながっているだけの）のことを想いその悩みを長話を面倒がらずに耳を傾け、彼または彼女の心をほぐそうとする、その心根がいい仕事を結果的にもたらし、シスターたちは神に仕える愛の心を以って、平等に一人ひとりに接する気持が施設全体にゆきわたり、設備面は劣っていても、メンタルな面でベストの処遇をしていることになる。不十分なところがあるとの指摘例(3)と(4)では、建物等のハード面よりも、人びとの気持の在り様を基本的に問う面で、ソフトウェアの点でどうしても一歩の距りがあると思われる例だった。

それらを頭に置いて指摘できることは、例えば施設の指導かんさについて、その評価をどう思うかということにもつながる。指導官庁等の行う法に基く指導監査は、それぞれの施設に対してもとめられる基準と関係法令等の遵守を当然のことながら基本にしている。ここで基準とは一般に最低基準 (minimum criterion) を指す。それら施設等が守るべき建物・設備・人員配置状況・帳簿類の記入状況等、最低基準に則ってあやまりないかどうかを中心に置いている。従ってこれら指導監査を受けていわば合格点が出たからといって、それを優良施設的に思いこみ過大評価されては困る。パスすることは当然なので、抛るべき最低のものは、当然充たしていなければならない。

問題は法令規則上の上をゆく気持であろう。それには関係者一人ひとりが仕事の上でも個人の心情上でも、向上を目指す何かをほしいので、つまり最高基準 (maximum criterion) をそれぞれが心中に設定し、それに達することはむつかしくても、限りなく近づくよう日々努力する姿勢が望ましいので、その有無は外にあらわれた行動を大きく左右することになる。あるチャペル・トークの言葉を学生たちにも示して、その間の微妙なところを補足説明することがある。

“God cares less about our deeds than our attitude (of mind).”

神の気かけ給うのは、一人ひとりの表にあらわれた行い (deeds) もさることながら、その行動の奥にある各人の心構え・気持 (attitude of mind) の方であった。そして例えば自己を愛するだけでなく、ひとを愛するという最高の戒律の下に少しでも努力するとき、ひとは望ましい方向に向いてくるのではないか。施設処遇面で述べたことも、全く同じ根をもつ。

色難 (いろ・かたし) というたった二字の言葉をいわば拾い出して (論語・

為改第二篇より)、社会福祉人の最高基準にと考えてから久しい。そのこと自体は筆者の書いたもの⁽¹¹⁾に詳しいので、ここでは再述しない。趣向を変えて本稿では、朱熹(1130年-1200年)の名著「論語集註」⁽¹²⁾の関係部分を、この小論主張の補強に使わせていたゞこうと思う。

○子夏問孝。子曰、色難。有事、弟子服其勞、有酒食、先生饌。曾是以為孝乎。

食、音嗣。○色難、謂事親之際、惟色為難也。食飯也。先生、父兄也。饌、飲食之也。曾猶嘗也。蓋孝子之有深愛者、必有和氣。有和氣者、必有愉色。有愉色者、必有婉容。故事親之際、惟色為難耳。服勞、奉養。未足為孝也。旧説承順父母之色為難。亦通。(棒線は筆者)

棒線部分を、逆にたどってゆくと面白い。色難(いろ・かたし、新説では自分の顔色を常に和らげて老親や社会的弱者に接することが難しいが、それへ向かって努力するのが、孝一ひとに尽す道一の最善である)を実践しているひと(孝子)でかなりできているひとは、(棒線部分を下から読んでゆく)まず外側にあらわれた様子が婉容(素っ気ないの反対、にこやかに愛想のいさま)であるが、その一步奥に入ると、そういうひとは愉色(心がたのしんでいるので、それが表に出ている)があり、更に心の中に入ると、もともと和氣(気持がなごんでいる)のである。更にいま一步中奥深く入ると、そういう孝子の心底にはほんとうの愛(深愛)があるのだった!婉容→愉色→和氣→深愛とこう辿って行って、結局心底に愛の心があることになる。色難も帰するところは、愛なのであって、古今東西人のよるべき最高基準または戒律は、同じく愛なのであった。ここで朱子が愛と言わず、「深愛」と表現したところが惹かれるものを感じる。世の中に口先だけの偽りの愛があまりに多いので、彼は真の愛という意味で、深愛の表現を敢て取ったのだと考える。

身近なところから例を一つ。読みやすく人を引きつける文章で男女の葛とうを描いてくれる山田詠美の作⁽¹³⁾から借りよう。「彼女は微笑していた。そして言ったのだ。『愛しているわ。ウィリー』僕は幸福に涙ぐみそうになった。僕はまだ知らなかったのだ。その言葉が、どんなに心地よく、そして都合よく人を裏切るかということ。」

福祉社会を進めてゆく上で、焦りは禁物であろう。何しろまだ歴史が浅い

のである。そしてハード面、システム面の整備が大切で未だ不十分なのだが、結局すべてを動かし運営するのは人。その真底に拠るべきものがある、努力して、はじめて外いい仕事が出てこよう。内心の違いが表にあらわれた場合、幾多の例で示すことが出来るように、大きい。そして拠るべきものが、やはり愛の戒律、至難のものだ。自分を愛することはできても、ひとへの愛が口で言っても、「都合よく心地よく人を裏切る」ものが多いのだから。しかし希望を捨てるには、まだ早すぎる。

註

- (1) 詳しくは、「ふるさと交流学習研究発表会」要録、志賀島小発行に記録されている。研究テーマは「郷土のよさとふれ合い、郷土に寄与する子どもの育成」
- (2) これらについて多方面に分析した資料として、「福祉教育を展望する」全社協編・月刊福祉、昭和63年3月号が参考となる。
- (3) 拙著「色難いろがたし—生きている福祉」、相川書房・1983年増改訂版、p196
- (4) 拙著「虚の世界とエントロピー」論集18号所収、p46にもそのことに若干触れている。
- (5) この場合は、社会福祉法人・北九州乳児院の例によった。この大都市では市内にもう一つ市立のものがあったが、入所現員確保のメドが立たず、2年前廃止された。
- (6) Robert Pinker, Social Theory & Social Policy, 1971; 岡田・柏野訳「社会福祉学原論」、昭和60年9月、黎明書房発行 p148
- (7) 高野・大内訳「ロバート・マルサス、初版・人口の原理」、岩波文庫、p73
- (8) William A. Robsom, WELFARE STATE AND WELFARE SOCIETY, 1976; 辻・星野訳「福祉国家と福祉社会」、東京大学出版会、p90～p92
- (9) 参照：(3)に同じ。p44～およびp108～
- (10) 参照：(4)に同じ。
- (11) 参照：(3)に同じ。
- (12) 使用テキスト：真田・吹野編「論語集註」、昭和43年、笠間書院発行、引用箇所はp15
- (13) 山田詠美「ソール・ミュージック・ラバーズ・オンリー」、角川書店、引用文はその“ME AND MRS. JONES”(p47)より。